

山陰地方海外バイヤー展示商談会

in くにびきメッセ



鳥取県・島根県の食品・酒類の輸出、販路拡大を目指し、11月に実施される国内最大級の食品見本市の一つである輸出EXPOの機会をとらえ、当該展示会に来場する海外バイヤーを松江に招聘し、展示会型の商談会を開催します。山陰地域にしながら商談機会を得られる機会となればと思いますので、皆様のご参加をお待ちしております。

※本事業は農林水産省補助事業です。

日時

11月9日（月） 14:00～16:00

場所

くにびきメッセ（島根県松江市学園南1丁目2-1）

対象

鳥取県および島根県に所在する食品関連の企業・団体

参加費

無料

実施形式

展示会形式（ジェトロ指定の区画に企業様が出展し、バイヤーが自由に周りながら、商談をします）

バイヤー

中国、ブラジル、エクアドル、サウジアラビアから各1社
※海外バイヤー詳細は別紙をご確認ください。

申込

2026年10月9日（金） 締切

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0095012T>

【主 催】 ジェトロ島根、ジェトロ鳥取
【お問い合わせ先】 ジェトロ島根（担当：宮嶋・菊地）
TEL：0852-27-3121
E-mail：MAT@jetto.go.jp



応募条件

次に挙げる条件をすべて満たしている必要があります。

- 1.日本産農林水産品の輸出に意欲のある国内事業者【農林漁業者、農業法人、食品加工業者、流通(輸出)事業者等】であること。
- 2.日本産の農林水産物（生鮮品）、または日本産原材料を使用した加工品、日本国内で生産された他国産原材料を使用した加工品であること。
- 3.主催者HP等において本事業に参加する事業者として公表（企業名）されることに同意していただけること。
- 4.ジェトロが商談成果の把握のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご協力いただけること。

現地輸入制度等

現地の輸入規制や関税等のため、商品によっては日本からの輸出が困難な場合があります。お申し込みにあたっては、次のウェブサイト等を参照願います。また、輸出条件等についても事前に調査やご確認をお願いします。

【各国・地域基本情報と現地輸入規制および留意点】

<https://www.jetro.go.jp/newsletter/hir/2026/hir26regulations.pdf>

ご不明な点がございましたら、ジェトロの「農林水産物・食品輸出相談窓口」

(https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.htm) をご利用ください。

注意事項等

- ・ 本商談会への参加は、海外バイヤーとの成約を約束するものではありません。また、海外バイヤーとの交渉・契約は各事業者の判断と責任の下で行っていただきます。
- ・ バイヤー向けの試食試飲用サンプルや材料の衛生管理、品質保持等につきましては参加事業者様の責任においてご対応ください。試食の提供に際し調理器具を使用される場合は、くにびきメッセの規則を遵守ください。
- ・ 展示ブースの配置は、申込企業数に基づき、ジェトロで決定のうえ、ご連絡致します。
- ・ 商談会当日は、会社概要・商品カタログ・価格表等の関連資料をご準備ください。

免責事項

- ① 本イベントにおいて、商談相手又はジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し、一切の責任を負わないものとします。
- ② ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの提供日時、内容を変更し、本イベントサービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の参加を中止させることができます。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。
 - (2) 正当な理由の有無にかかわらず、バイヤーが本商談の全部又は一部をキャンセル又は延期等したとき。
 - (3) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 - (4) 前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき。
 - (5) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明したとき。
 - (6) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - (7) 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき。
- ③ 商談会期中およびその前後を通じて発生したいかなる損害についても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。
- ④ ジェトロは、本イベントの参加に際しお客様よりご提供いただいた情報については、本イベントの実施に利用するとともに、関連事業の実施、ジェトロからの連絡のために利用することができます。また、ジェトロは、当該情報のうち、企業情報と商品情報の一部については、ジェトロのアレンジする商談相手に提示するために利用します。
- ⑤ 感染症拡大等により、バイヤーの商談会参加が難しくなった場合、ジェトロは一部内容を変更・中止する可能性があります。その際上記免責規程 ② のとおり、参加者が負担した経費をジェトロが補填することはできません。